

近畿中国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年3月4日)

開催日及び場所		令和5年12月20日(水曜日) 近畿中国森林管理局 大会議室	
委員		岩本 大 (岩本会計事務所 公認会計士) 東 尚吾 (山口法律会計事務所 弁護士) 平田 ちさ (ビギンズ会計事務所 税理士)	
審議対象期間		令和5年7月1日～令和5年9月30日	
審議対象案件		64件 うち、1者応札案件25件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件	一般競争	16件(抽出率31%) うち、1者応札案件9件 (抽出率56%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	随意契約	5件(抽出率38%) うち、見積者が1者の案件2件 (抽出率40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件内訳	工事業	一般競争	12件 うち、1者応札案件6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	2件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	3件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
(特記事項)			
委員会の意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	
		1	入札公告で工事費内訳書の様式を自由としている事由は。
		2	一者入札であることや再入札が可能であることが、入札金額が高止まりになっている原因となっていると感じているが、どうか。
		3	入札参加者を増やすための働きかけを実施しているのか。
		回答等	
		1	工事費の内訳が確認できるものであれば、事業者ごとの様式でも可能であるとしているため。
		2	入札時に1者であることが影響する可能性はあるかもしれない。これからも入札参加者を増やしていく努力は続けていく。
		3	公平性を保つという観点から、個別に事業者への働きかけはできないが、ホームページ上や会議、意見交換会の場を利用して事業者に向けて広く呼びかけ等を行うようにしている。

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>【これに対し部局長が講じた措置】</p>	<p>特になし。</p>	

事務局：近畿中国森林管理局 企画調整課

(注) 1：必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注) 2：公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

近畿中国森林管理局入札等監視委員会 苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和5年12月20日（水曜日）近畿中国森林管理局 大会議室			
委員	東 尚吾 （山口法律会計事務所 弁護士） 岩本 大 （岩本会計事務所 公認会計士） 平田 ちさ （ピギンズ会計事務所 税理士）			
再苦情申立概要	申 立 日	件 名	契約方式	契約年月日
	令和 年 月 日			令和 年 月 日
	内 容 等 「 該 当 な し 」			
委員からの意見・質問、それに対する回答	意 見 ・ 質 問		回 答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これに対し部局長が講じた措置]	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>			